

まえがき

自民・公明両党は、令和5年12月14日に令和6年度税制改正大綱を決定し、公表しました。今年もまた政治の混乱ぶりにより、ギリギリになっての公表となっています。税制改正は、表の年と裏の年があり、昨年は贈与税の改正という大きな課題がありましたので、表の年。今年は大きな改正もあまりないような年度になっています。それでも与党税制改正大綱は例年どおりのボリュームある内容となっています。

決定された「大綱」は前日の自民党での（案）とは冒頭の記載が4行削除されています。（案）の段階では「原油価格高騰・トリガーラインについて」（令和4年4月19日自由民主党・公明党・国民民主党検討チーム）を踏まえつつ、引き続き三党による協議を行う、となっていましたが、国民民主党が内閣不信任案に賛成をしたところ、この記載が削除されてしまいました。まさに「税制は政治で決まる」というものの、トリガーラインは今後どうなってしまうのでしょうか。

今回の最大の課題は、減税論議でした。減税論議は岸田首相が政権浮揚のきっかけ（？）なのか、税収増の還元策として1人当たり計4万円の減税策を打ち出しました。一方で、自民党の宮沢洋一税制調査会会长は、所得税減税については岸田首相が唱える「税収増の還元」との立場はとらないと明言していました。結果、所得税減税を賃金の上昇が追いつくまでの「一時的な措置」とし、将来のことは避けています。

この減税の具体的な内容はかなり難しい処理となっており、与党大綱の公表と同日に内閣府は「定額減税を補足する給付」という文書を公表しています。それにしても難解な措置となっています。また、児童手当の対象を高校生まで拡充することにあわせて扶養控除の縮小が予定されています。税制の体系がますます複雑になってくるように思えます。

与党大綱には「安いニッポン」という表現が3か所もあり、我が国のデフレが大きな問題で、「世界の物価・賃金との差が拡大した」ということを「社会の共通認識とする必要がある」とまでしています。しかし

ながら、税制の対応でどこまで「デフレ脱却・構造転換」が実現できるかです。

与党大綱では研究開発投資や設備投資に係る負担を軽減していた従来の投資減税とは異なる発想で制度設計がされました。中小企業やスタートアップ支援にも配慮されています。賃上げ促進税制はまた改正が行われましたが、赤字法人に5年間の繰越控除を認めるなど、税理士泣かせの内容も含まれています。ストックオプション税制の改正は、今年問題となった信託型ストックオプションに対応したのではないか。その他、グローバル・ミニマム課税、戦略分野国内生産促進税制、イノベーションボックス税制と新しい課題に対応する税制が考えられています。一方、「法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要」と、これからの方針性も打ち出しています。

税制の基本原則のひとつは、国民が理解しやすい「簡素さ」のはずです。しかし、近年の改正では期限付きや段階的適用といった追加措置が相次ぎ、税制は複雑化の一途をたどっています。場当たり的な対応に追われ、税体系全体をどうしたらよいかという根本的な議論が置き去りになっている感があります。この点は昨年も同様のことを述べました。毎年12月のギリギリになってからの議論ではなく、根本的な議論も平行して行っていただきたいと考えます。

本書は、与党税制改正大綱を基に税制改正のポイントを早期に明らかにするために、平成10年に初版を発刊し、それ以来毎年改定を積み重ねています。今年も平川会計パートナーズ、松木飯塚税理士法人、税理士法人おおたか3社の現メンバー及びOBが結集して、最新情報を収集・分析してまとめております。相互に検討・分析した内容を株式会社日本法令の編集により、読者の方々に提供させていただきます。とりわけ日本法令竹渕様のご協力には感謝申し上げます。

本書を有効にご活用いただき、新税制への理解を深め、経済・経営環境のさらなる対応の一助になれば、一同幸甚に存じます。

令和6年2月

成田 一正 & 執筆者一同

第1編 令和6年度税制改正のあらまし

第1章 令和6年度税制改正の基本的考え方 8

- ① 構造的な賃上げの実現／9
- ② 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進／9
- ③ 人口減少、経済のグローバル化への対応／10

第2章 各主要課題の令和6年度税制改正での取組み 11

- ① 構造的な賃上げの実現／11
- ② 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進／12
- ③ 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し／14
- ④ 地域・中小企業の活性化等／16
- ⑤ 円滑・適正な納税のための環境整備／16
- ⑥ 扶養控除等の見直し／17
- ⑦ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置／18

■令和6年度税制改正のポイント一覧 20

第2編 令和6年度税制改正の具体的な内容

第1章 個人所得課税 36

- 1 所得税の定額減税 36
- 2 個人住民税の定額減税 55
- 3 エンジエル税制の拡充等 65
- 4 NISA制度の見直し 76
- 5 ストックオプション税制の見直し 81
- 6 子育て支援措置に関する政策税制 90

7 各種特別控除の延長及び見直し	101
8 各種住宅税制の延長及び見直し	109
9 既存住宅の改修工事等をした場合の特別控除の 延長及び見直し	118
10 認定住宅等の新築等をした場合の特別控除の 延長及び見直し	122
第2章 資産課税	124
1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長	124
2 法人版・個人版事業承継税制の特例承継計画の 提出期限の延長	130
3 土地に係る固定資産税等の負担調整措置	134
4 分譲マンション評価の見直し（令和5年度改正項目）	142
第3章 法人課税	150
1 貸上げ促進税制の拡充	150
2 特定税額控除規定の不適用措置の見直し及び延長	163
3 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し及び延長	167
4 戦略分野国内生産促進税制の創設	173
5 イノベーションボックス税制の創設	177
6 研究開発税制の見直し	184
7 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税の見直し	190
8 認定株式分配に係る課税の特例の見直し及び延長	194
9 適格現物出資の対象範囲及び対象資産等の内外判定の 見直し	200
10 スマート農業技術活用促進税制の創設	205
11 交際費等の損金不算入制度の見直し及び延長	210
12 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる 還付制度の不適用措置の見直し及び延長	213

13 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し及び延長	216
14 外形標準課税の見直し	221
第4章 消費課税	231
1 プラットフォーム課税の導入	231
2 事業者免税点制度の特例の見直し	237
3 簡易課税制度等の見直し	241
4 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し	244
5 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の見直し	248
6 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等	250
第5章 国際課税	254
1 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し	254
2 外国子会社合算税制の見直し	259
3 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備	264
4 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直し	269
5 子会社株式簿価減額特例の見直し	273
第6章 納税環境整備	277
1 GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上	277
2 処分通知等の電子交付の拡充	283
3 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備	287

4	偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備	291
5	保全差押え等を解除しなければならない期限の整備	296
6	税務代理権限証書等の様式の整備	299
7	個人番号を利用した税理士の登録事務等の利便性の向上	305
8	長期間にわたり供託された換価代金等の配当がされない事態へ対応するための措置の整備	308
9	学資支給金に係る国税の滞納処分による差押禁止措置の整備	312

第3編 検討事項

- ① 年金課税／316
- ② デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化／317
- ③ 小規模企業等に係る税制／317
- ④ 相続税の物納制度／318
- ⑤ 自動車関係諸税のあり方／319
- ⑥ 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化／320
- ⑦ 帳簿等の税務関係書類の電子化／321
- ⑧ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置等／322
- ⑨ 電気供給業及びガス供給業に係る外形標準課税のあり方／323
- ⑩ 新築住宅に係る固定資産税の税額の軽減措置／323

第1編

令和6年度 税制改正の あらまし

第1章

令和6年度税制改正の基本的考え方

◆はじめに

ここ数年、税制の後押しもあり、大企業を中心に賃金の上昇が続いているが、世界的な物価上昇に追いつかない状況です。

今回の税制改正では、賃上げ促進税制の強化に加えて所得税・個人住民税の定額減税により、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を目指します。

また、企業の攻めの投資を後押しするため、一定の戦略分野の国内投資を支援する戦略分野国内生産促進税制や、研究開発の成果である知的財産から生じる所得を優遇するイノベーションボックス税制が創設されます。

なお、防衛費の財源となる税制措置については、昨年度に続き施行時期が未確定となっています。

デフレ下では、良い製品を生み出しても、高く売れず、働きが評価されず、賃金も上がらず、経済も成長しない。さらにその状態が四半世紀に及んだ結果、世界の物価・賃金との差が拡大した。いわゆる「安いニッポン」である。デフレ構造に逆戻りするわけにはいかない、このことを社会の共通認識とする必要がある。30年ぶりの高水準の賃上げ、過去最大の民間投資など、日本経済は明らかに動き始めた。デフレ脱却・構造転換に向けた千載一遇のチャンスを逃さぬよう、この動きを止めることなく、より多くの方が享受できるようさらに拡げていく必要がある。

継続的に賃金が増えることで、生活に対する安心が育まれ、働けば報われると実感できる社会、新しい挑戦の一歩を踏みだそうという気持ちが生まれる社会、こうしたマインドが地方や中小企業にまで浸透するような社会を築かねばならない。

それが、この数年間で我が国が達成すべき政治課題であると我々は考えている。

上記の現状認識から、令和6年度税制改正では、まずは、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題とした。岸田内閣で打ち出した新しい資本主義は、賃金上昇は、コストではなく、投資であり成長の原動力であると、大きく発想を転換した。その趣旨を税制改正の中でも明確に位置付けたものである。

(以下、囲み内は与党税制改正大綱)

① 構造的な賃上げの実現

所得税・個人住民税の定額減税により、今後の賃金上昇と相まって、目に見える形で可処分所得を伸ばします。賃上げ促進税制を強化して賃上げにチャレンジする企業の裾野を広げ、さらに、中小企業の中堅企業への成長を後押しする税制も組み合わせることで、賃金が物価を上回る構造を実現し、国民がデフレ脱却のメリットを実感できる環境を作ります。

② 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

世界の産業構造の変化に対応し、戦略分野の国内投資を大胆に支援する戦略分野国内生産促進税制を創設します。また、G7で3番目となるイノベーションボックス税制を創設し、攻めの投資が生産性の向上や賃金上昇につながる環境を整備し、企業のデフレマインドを払拭していきます。

また、働き手に新たな活躍の場を提供し、生産性や潜在成長率を引き上げていくため、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化として、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を大幅に引き上げ

るなど、ステージごとの課題解決に資するようきめ細かく対応します。

③ 人口減少、経済のグローバル化への対応

こどもを生み育てることを経済的理由であきらめない社会を実現するため、政府として次元の異なる少子化対策を進める中で、税制においても、子育て世帯を対象とした上乗せを行うなど、子育て支援措置を講じます。

また、グローバル化に対応しつつ、我が国企業の国際競争力の維持及び向上に資するよう、国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミニマム課税について順次法制化を進めます。

今後とも、経済社会の構造変化を踏まえつつ、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、デジタル化の活用による納税者利便の向上などの観点から、中長期的な税制の検討を進める。その際、行動変容を促す税制措置の効果分析等、EBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence Based Policy Making）の取組みを着実に強化する。併せて、経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく。

加えて、過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

第2章

各主要課題の令和6年度税制改正での取組み

① 構造的な賃上げの実現

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施します。具体的には、納税者（合計所得金額1,805万円超の高額所得者については対象外）及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととします。

(2) 賃上げ促進税制の強化

常時使用従業員数2,000人超の大企業については、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上率の要件を創設し、従来の4%に加え、5%、さらには7%の賃上げを促していきます。

従来の大企業のうち、常時使用従業員数2,000人以下の企業を「中堅企業」と位置付けた上で、より高い賃上げを行いやすい環境を整備します。

中小企業においては、当期の税額から控除できなかった分を5年間にわたって繰り越すことを可能とします。

教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、適用要件の緩和を行い、活用を促進します。併せて、厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置を講じます。

また、「従業員への還元」や「取引先への配慮」が必要なマルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲を、中堅企業枠の創設に伴い拡大します。消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針につ

いても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化します。

また、多額の内部留保を抱えながら賃上げや国内投資に消極的な企業に対する特定税額控除規定の不適用措置について、要件を強化します。

(3) 合併・事業譲渡による生産性向上を通じた中堅・中小企業の賃金引き上げ

中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押しするため、中小企業事業再編投資損失準備金制度について、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講じます。

(4) その他考慮すべき課題

租税特別措置については、毎年度、期限が到来するものを中心に、廃止を含めてゼロベースで見直しを行います。また、存置するものについては、適切な適用期限を設定します。

② 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

(1) 戦略分野国内生産促進税制の創設

GX、DX、経済安全保障という戦略分野において、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制を創設します。措置期間を通じた控除上限は、既設の建屋等を含む生産設備全体の額とするほか、各年度の控除上限として、当期の法人税額の40%（半導体については当期の法人税額の20%）との上限を設けます。企業の投資の中長期的な予見可能性を高める観点から、措置期間を計画認定から10年間とした上で、4年間（半導体は3年間）の税額控除の繰越期間を設けます。

(2) イノベーションボックス税制の創設

国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設します。

具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、所得の30%の所得控除を

認める制度を設けます。

他方、本税制と一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率の引下げを行うことにより、投資を増加させるインセンティブをさらに強化するためのメリハリ付けを行います。

(3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

昨年度に引き続き、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための税制措置を講じます。

「出口」について、ストックオプション税制における保管委託要件について、スタートアップ自身による管理の方法を新設します。さらに、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を、最大で現行の3倍となる年間3,600万円への引上げを実施します。

「入口」、「事業展開」に関して、エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討します。

オープンイノベーション促進税制は、現在のままの形で適用期限を2年延長します。

令和5年度税制改正により創設された親法人の持分を一部残すスピンオフを適格株式分配とする制度について、認定計画の公表時期を見直すとともに、計画の認定要件の見直しを行った上、適用期限を4年延長します。

発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産については、一定の要件の下、期末時価評価課税の対象外とする見直しを行います。

(4) 税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

我が国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下がられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースでは29.74%）となっています。

令和6年度税制改正では、賃上げ促進税制や国内投資促進税制の強化で賃上げや投資に積極的な企業への後押しを行うこととしますが、一方で、それらに消極的な企業に対しては、一定のディスインセンティブ措置により行動変容を促す取組みも行うこととしています。

こうしたメリハリ付けの観点とともに、財源の確保も重要です。

OECD/G20「BEPS^(注) 包摂的枠組み」においてまとめられた「第2の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」(Race to the bottom) に一定の歯止めがかかるようになつた中、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要です。

(注) Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転

③ 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 子育て支援に関する政策税制

子育て支援を進めるため、以下の①から③について、下記⑥と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得ます。

ただし、①及び②については、令和6年限りの措置として先行的に対応します。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講じます。

また、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40m²に緩和します。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加えます。

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとします。

また、一時払生命保険については、これを控除の適用対象から除外します。

(2) 今後の個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の70歳への引上げや拠

出限度額の引上げについて、具体的な案の検討を進めていきます。

② 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行います。

③ 記帳水準の向上等

所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行います。

(3) グローバル化を踏まえた税制の見直し

① 新たな国際課税ルールへの対応

令和6年度税制改正において、所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）については、OECDにより発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、所要の見直しを行います。国内ミニマム課税（QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、OECDにおいて来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、令和7年度税制改正以降の法制化を検討します。

外国子会社合算税制については、可能な範囲で追加的な見直しを行うとともに、令和7年度税制改正以降に見込まれるさらなる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討します。

② 暗号資産等報告枠組み

国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備します。

③ プラットフォーム課税

諸外国では、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）が導入されており、我が国においても、プラットフォーム課税を導入します。導入に当たっては、国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、一定の規模を有する事業者とします。

あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しを行います。

④ 地域・中小企業の活性化等

(1) 中堅・中小企業の成長を促進する税制等

成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業をグループ化してグループ一体となって飛躍的な成長を遂げができるよう、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充します（前掲）。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、主務大臣の確認要件の見直しを行った上で、成長志向型中堅企業に係る要件を満たす場合に機械装置等の税額控除率の引上げを行います。

賃上げ促進税制については、従来の大企業のうち、常時使用従業員数2,000人以下の企業を新たに中堅企業と位置付けた上で、賃上げを行いやすい環境を整備します（前掲）。

また、交際費課税について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、現行の1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げます。

法人版事業承継税制については、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長します。令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行いません。あわせて、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても2年延長します。

(2) 外形標準課税

前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とします。

加えて、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを外形標準課税の対象とします。

⑤ 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けた対応等

インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けて、納税者からの相談に的確かつ丁寧に対応できるように万全の相談体制を確保します。

また、質上げ促進税制においても、インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化します(前掲)。

(2) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

電子申告等の手続の簡素化や処分通知等の電子交付の拡充、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等を講じます。

デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討します。

(3) 地方税務手続のデジタル化

納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進めます。また、eLTAXを通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加するための措置を講じます。

(4) 課税・徴収関係の整備・適正化

納税者が税額の減額を求める更正の請求において、仮装・隠蔽が行われているものの、現行制度上、重加算税等が課されない事例が把握されていることを踏まえ、重加算税等の見直しを行います。

また、不正申告を行った法人の代表者等に対する徴収手続の整備等の所要の措置を講じます。

(5) 外国人旅行者向け免税制度の見直し

免税制度について、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとします。新制度の検討に当たっては、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得ます。

さらに令和6年度税制改正においても、横流しされた免税購入物品と知りつつ仕入れた場合に、その仕入税額控除を認めないこととする措置を講じます。

⑥ 扶養控除等の見直し

16歳から18歳までの扶養控除について、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)を復

元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指します。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得ます。

ひとり親控除について、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げます。

また、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げます。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げます。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得ます。

⑦ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱に則って取り組みます。なお、たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばことの間で税負担の不公平が生じているため、課税の適正化による增收を防衛財源に活用します。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による增收と合わせ、3円／1本相当の財源を確保します。

あわせて、令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにします。

◆著者略歴

編著者

成田 一正 (なりた かずまさ)

東京都生まれ。明治大学経営学部卒業。東京税理士会理事、東京税理士会日本橋支部研修部長などを歴任。現在、日本税務会計学会相談役。税理士法人おおたか特別顧問として、企業や個人に対するタックス・プランニングの指導などコンサルティング業務に従事。

著書等：『事業承継・自社株対策の実践と手法』（日本法令・共著）、『企業組織再編税制の解説』（日本法令・共著）、『認定医療法人制度と医業承継対策』（法令出版・共著）、『危ない民事信託の見分け方』（日本法令・共著）、『民事信託ワークブック』（法令出版・共著）、『民事信託を活用するための基本と応用』（大蔵財務協会・共著）、『賃貸アパートマンションの民事信託実務』（日本法令・共著）ほか

■事務所：税理士法人おおたか

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目1番地2号 ゼニットビル

ホームページ <http://www.ootaka.or.jp/>

執筆者

中島 孝一 (なかじま こういち)

東京都生まれ。現在、中島税理士事務所・所長、日本税務会計学会・相談役、東京税理士会・会員相談室運営委員、日本税務研究センター・税務相談室相談員。

著書等：『税制改正と税理士の心得』（税務経理協会）、『税賠保険事故から学ぶ科目別税理士実務の落とし穴』（ぎょうせい）、『最新 賃上げ促進税制のすべて』（日本法令・共著）、『新型コロナ・災害対応の税務申告マニュアル』（ぎょうせい）、『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』（清文社・共著）、『「事業承継税制の特例」完全ガイド』（税務研究会・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規・共著）、『租税基本判例80』（日本税務研究センター・共著）ほか

■事務所：中島税理士事務所

〒120-0034 東京都足立区千住1丁目30番3号503

飯塚 美幸 (いいづか みゆき)

静岡県生まれ。静岡大学人文学部卒業。平成7年エクスプレス・タックス㈱・飯塚美幸税理士事務所設立、平成22年松木飯塚税理士事務所設立。平成25年松木飯塚税理士法人設立。資産税関係のコンサルティングを中心業務とする。税理士・中小企業診断士。事業承継協議会会員、不動産コンサルティング登録技能士試験委員。（公社）日本証券アナリスト協会PB教育委員会委員。

著書等：単著：『令和3年度税制改正対応 税理士のための相続税Q&A—贈与税の特例』（中央経済社）、『平成30年度税制改正対応版 目的別生前贈与

のポイントと活用事例』(新日本法規)、『新版 小規模宅地特例一実務で迷いがちな複雑・難解事例の適用判断』(清文社)、『財産を殖やす相続対策プログラム』(日本法令)、共著:『税制改正と資産税の実務Q&A』(清文社)、『最新相続税の物納実務取扱い事例Q&A』(日本法令)、『新版「資本の部」の実務』(新日本法規出版)、監修:『不動産税制の手引き』、『宅地建物取引士法定研修テキスト』各年度版(公財)不動産流通推進センター)ほか

■事務所: 松木飯塚税理士法人

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番10-1910号

ホームページ <http://www.mi-cpta.com/>

ブログ 資産税の税理士ノート <https://expresstax.exblog.jp>

市川 康明 (いちかわ やすあき)

東京都生まれ。東海大学工学部卒業。税理士法人おおたか副代表・社員税理士。著書等:『事業承継税制ハンドブック』(東京商工会議所・共著)、『土地建物の譲渡所得Q&A』(税務経理協会・共著)、『贈与税の基本と特例Q&A』(税務経理協会・共著)、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』(税務経理協会・共著)

■事務所: 税理士法人おおたか

西野 道之助 (にしの みちのすけ)

東京都生まれ。中央大学経済学部卒業。日本税務会計学会常任委員、東京税理士会・会員相談室電話相談委員。

著書等:『最新 貨上げ促進税制のすべて』(日本法令・共著)、『相続税実務の「鉄則」に従ってはいけないケースと留意点』(清文社・共著)、『事業承継税制の特例』完全ガイド(税務研究会・共著)、『改訂版資産をめぐる複数税目の実務』(新日本法規・共著)ほか

■事務所: 税理士 西野会計事務所

〒110-0016 東京都台東区台東1-12-10 小守ビル3F

松木 慎一郎 (まつき しんいちろう)

兵庫県生まれ。中央大学卒業。

税理士・宅地建物取引士。

■事務所: 松木飯塚税理士法人

松木 真美 (まつき まみ)

東京都生まれ。日本大学経済学部卒業。

税理士・宅地建物取引士・賃貸不動産経営管理士。

■事務所: 松木飯塚税理士法人

佐々木 京子 (ささき きょうこ)

東京都生まれ。学習院大学経済学部卒業。税理士法人平川会計パートナーズ・税理士。

著書等:『消費税 複数税率の申告実務 -区分経理からインボイスまで-』(ぎょ

うせい)、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』(日本法令・共著)、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』(新日本法規・共著)、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』(新日本法規・共著)、『中小企業会計指針の入門P&A』(税務経理協会・共著)、『地方税Q&A』(大蔵財務協会・共著)

■事務所：税理士法人平川会計パートナーズ

〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9番6号

ホームページ <http://www.hirakawa-tax.co.jp/>

高野 雅之 (たかの・まさゆき)

新潟県生まれ。中央大学商学部卒業。税理士法人スバル合同会計長岡事務所 所長
著書等：『業種別税務・会計実務処理マニュアル』(新日本法規・共著)、『相続税の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』(清文社・共著)、『目的別 相続対策選択ガイドブック』(新日本法規・共著)

■事務所：税理士法人スバル合同会計 長岡事務所

〒940-0094 新潟県長岡市中島1丁目11番20号

若山 寿裕 (わかやま としひろ)

東京都生まれ。明治大学商学部卒業。税理士法人TOC英和・社員税理士。
著書等：『最新 貨上げ促進税制のすべて』(日本法令・共著)、『目的別 相続対策選択ガイドブック』(新日本法規出版・共著)、『相続税実務の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』(清文社・共著)、『民事信託実務ハンドブック』(日本法令・共著)、『事業承継税制の特例』完全ガイド』(税務研究会・共著)、『取引相場のない株式の評価 完全入門(改訂版)』(税務経理協会・共著)、『よくわかる民事信託—基礎知識と実務のポイント』(ビジネス教育出版社・共著)ほか

■事務所：税理士法人TOC英和 東築瀬

〒321-0925 栃木県宇都宮市東築瀬1丁目7番地3

佐久間 美亜 (さくま みあ)

東京都生まれ。大妻女子大学社会情報学部卒業。現在、ゆずりは税理士事務所・所長。日本税務会計学会・会計部門特別委員、日本税務研究センター・相談事例小委員会委員。

著書等：『2023年対応 Q&A確定申告』(ビジネス教育出版社・共著)、『目的別 相続対策選択ガイドブック』(新日本法規・共著)、『相続税の“鉄則”に従ってはいけないケースと留意点』(清文社・共著)、『事業承継税制ナビ』(税務経理協会・共著)、『法人税 税務証拠フォーム作成マニュアル』(日本法令・共著)、『業種別税務・会計実務処理マニュアル』(新日本法規出版・共著)

■事務所：ゆずりは税理士事務所

〒135-0048 東京都江東区門前仲町1丁目5番12号 船山ビル2階

ホームページ <https://office-yuzuriha.com/>

塩野 貴史（しおの たかし）

東京都生まれ。青山学院大学理工学部卒業。現在、塩野貴史税理士事務所・所長。

■事務所：塩野貴史税理士事務所

〒135-0004 東京都江東区森下1丁目8番6号 305号

深津 栄一（ふかつ えいいち）

東京都生まれ。東洋大学経営学部卒業。税理士法人おおたか・代表社員。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

望月 麻衣子（もちづき まいこ）

神奈川県生まれ。税理士法人おおたか・社員税理士。

著書等：『土地建物の譲渡所得Q&A』（税務経理協会・共著）、『贈与税の基本と特例Q&A』（税務経理協会・共著）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

阿部 雅樹（あべ まさき）

北海道生まれ。税理士法人おおたか・社員税理士。日本税務会計学会常任委員（会計部門）。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

荒川 大輔（あらかわ だいすけ）

栃木県生まれ。駒澤大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

谷中 淳（やなか あつし）

茨城県生まれ。学習院大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『本業から不動産賃貸業への転換の税務』（税務経理協会）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

横山 直人（よこやま なおと）

福島県生まれ。帝京大学大学院博士前期課程修了。税理士法人おおたか・税理士。

著書等：『事業承継を成功させる自社株承継の実務』（税務経理協会・共著）

■事務所：税理士法人おおたか

櫻井 佳子（さくらい よしこ）

埼玉県生まれ。文京学院大学大学院経営学研究科修了。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

今野 宏樹（こんの ひろき）

埼玉県生まれ。立教大学経済学部卒業。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

押川 浩之（おしかわ ひろゆき）

山梨県生まれ。税理士法人おおたか・税理士。

■事務所：税理士法人おおたか

執筆協力**鈴木 優介（すずき しゅんすけ）**

埼玉県生まれ。西野会計事務所所属。

高田 京輔（たかた きょうすけ）

埼玉県生まれ。西野会計事務所所属。